

第6回犀川水系河川整備検討委員会 議事要旨

1. 日時 : 平成15年8月12日(火)13時30分～16時00分
2. 場所 : 石川県庁 11階1105会議室
3. 出席者 : 玉井委員長、池本委員、稲垣委員、井幡委員、川村委員、北浦委員、作田委員、東委員、三森委員、矢島委員、吉田委員
4. 議題
 - (1) 議事の公開の可否確認
 - (2) 第5回犀川水系河川整備検討委員会議事要旨の確認
 - (3) 基本方針策定部会からの報告
 - (4) 治水・利水対策施設の総合検討
 - (5) その他
 - ・ 犀川水系河川整備基本方針に関するQ&Aの公開について
 - ・ 今後のスケジュールについて
5. 議事概要
 - (1) 事務局から開催の挨拶が行われた。
 - (2) 委員長から議事公開の確認が行われ、委員の了承を得た。
 - (3) 矢島部会長から「基本方針策定部会からの報告」が行われた。内容は以下の通り。

基本方針策定部会は9名の委員で構成され、6月10日と7月14日の2回にわたって検討を行った。

第1回策定部会では今まで親委員会の方で検討した内容の確認を行ない、治水対策案については河川計画部会の方で提示された9案のうち、左岸引堤案、河床掘削案、ダム案の3案に絞って議論するということが委員全員一致で合意された。基本方針策定部会で一つの結論を出すというのは部会として馴染まないということで、第2回策定部会ではこれらの3つの案から1つの案に絞るという前提は一切置かず、3つの案を踏まえながら広い意味での環境について委員の方々から意見や提言を出された。

「流域全体の利水、河川環境のあるべき姿や方向性に関する意見」ということで、河川整備基本方針の議論は治水・利水計画から環境や地域の歴史・伝統を論ずるものではなく、流域全体の地域の歴史と伝統を踏まえた環境の議論の中から治水・利水のあり方を論ずるべきとの意見があった。

犀川の環境については、縦軸として河川を源流、上流、中流、下流、河口の5ブロックに分けた自然環境、生物の多様性、水質といった環境的側面での議論と、横軸として歴史、文化、伝統、景観などの文化論的議論を相互に組み合わせて議論していただきたいということを最初に提案した。

「流域全体の利水、河川環境のあるべき姿や方向性に関する意見」の結論として、「犀川は浅野川と共に金沢の文化と生活に深い関わりがあり、二つの河川を対で考えていく必要がある。」という認識の元に、広い意味での用水も含めた犀川水系ととらえ、用水も含めた中での景観、または歴史を十分考える必要があるだろう。犀川の整備にあたっては、文化・歴史・伝統・環境を破壊しないことが大切であり、原風景を再認識した上で街並みと調和した景観を保全すべきである。

「治水対策案に対する環境・地域の歴史や伝統等の観点からの意見」の結論として、犀川引堤案及び河床掘削案は、金沢中心部の現在の河川環境、特に景観を大

きく壊すことになるため疑問がある。ダム案は河川環境の連続性が分断されることとなるため、環境面での影響評価を継続的に実施する必要がある。

- (4) 各委員から「基本方針策定部会からの報告」を受けての質疑応答が行われた。各委員からの主な意見・質問は以下の通り。

(東委員) 源流部の方というのは、辰巳ダムのできる部分に近いところということでしょうか。源流部以外については歴史・伝統・文化の部分について具体的に記述しておりますが、源流部については具体的に出ておりませんが、どのようなものがありますか。もし歴史的な物があるとなれば、そういうものは検討されましたでしょうか。

(矢島部会長) 源流部とは辰巳ダムよりももっと上流側のことで、源流部は歴史・文化というよりもむしろ自然としての価値ということ。部会では鉱山の跡があったとか歴史的なものが具体的には出ませんでした。

(北浦委員) 河床掘削案はどこから下流の部分をどのように掘削するということだったのでしょか。

(玉井委員長) だいたい犀川大橋付近を中心に挟むような区間と考えていただければよいと思いますが。

(北浦委員) 今ご提案されている河床掘削の規模であれば、環境への影響が極めて大きいのでしょうか。それとも、何とか努力すれば環境への影響を小さくできるのでしょうか。それとも、シンボリックな親水空間を喪失させてしまうということが問題なのでしょうか。

(矢島部会長) 犀川大橋周辺を河床掘削したり、引堤したりするのは、金沢の伝統的な街並みの景観を破壊してしまうということが一つ。それから河床掘削の場合、川としてのよどみができてしまい、結果的に水質悪化をきたす恐れがあるだろうという2点です。

- (5) 委員長から「辻本哲郎委員の書面参加意見書」の紹介が行われた。内容は以下の通り。

辻本委員は河川計画の専門部会でも部会長をされたという関係で、基本方針の策定部会においても全体像を考えていただきたいということでご参加を願いました。

1点目については、環境を取り巻くものが全部決まってから、その前提条件の上で環境を議論するのはよくないのではないかと御意見です。

2点目については、金沢中心部を今後100年くらいを目処に抜本的にどうするかが治水対策と関係するというご指摘と、現在の治水安全度の分析においては下流と市内の中心部に危険な地域があるというご指摘です。

3点目については、仮に金沢市における土地利用の見直しがあった場合でも、河川の維持流量とか市街の用水という金沢の豊かさを確保するべきだというご意見です。

4点目については、ダム事業の実施にあたっては戦略的アセスメント、モニタリングも必要になるであろうというご指摘です。

- (6) 「治水・利水対策施設の総合検討」についての討論が行われた。各委員からの主な

意見・質問は以下の通り。

- (玉井委員長) 部会の方からは、資料-3の一番右の欄にあるような記述は基本方針に盛り込むべきだというご提案をいただいております。
- (川村委員) 地質は、地形とか植生とか水質等々にも関わります。また、大桑の辺りでは大桑(おんま)層などの有名な地質があり、化石も出てくるという話もありまして、県民市民が犀川に抱くイメージもそこにあるわけですから、犀川の地形とか地質を縦軸に入れていただければと思います。
- (玉井委員長) それは、当然の御意見だと思います。基本方針の最初のところは犀川流域全体の特徴とか現状を自然の因子、人間活動の因子の両方から、社会的な面から書き込む必要があると思いますので、そこで地形や地質についての項目を盛り込む形になるかと思います。
- (矢島部会長) 犀川水系についての歴史の中に、自然の歴史的背景みたいなことを書いた方が説得力があるのではないかと思います。
- (川村委員) 河岸段丘については、その時代その時代の地質年代が非常に大切であり、また河口から源流部にかけて相当多様な地質を持っております。それが犀川周辺の自然環境の特徴とも言えるものですので、是非自然環境という立場から記述をしていただきたいと思います。
- (作田委員) 犀川沿川で作られる商品と浅野川沿川で作られる商品には、金箔で言うと艶や伸びなど商品の質の違いが見られるのですが、水質にどのような違いがあるのでしょうか。
- (事務局) 私どもにも具体的な資料がございません。勉強、調査させていただきます。
- (池本委員) この話は、犀川水系・浅野川水系の伏流水、地下水の水質の違いということだと思っておりますが、今までの議論の中で地下水ということは入ってきませんでした。しかし、地下水についても一緒に考えていく必要があるのかもしれない。
- (玉井委員長) 確かに、地下水は議論の項目として挙がってきておりませんが、地上水と地下水は繋がっており、生活への影響も懸念されますので、地下水を含めて考えていくことは大事になると思います。
- (北浦委員) 犀川の整備にあたっては、「歴史、伝統文化を破壊しないことが大切である。」という部会からのご指摘はその通りなのですが、一方で、長い歴史の中で役割を果たしたものは、歴史の中に埋没していてもいいのではないかという考え方もあり得るのではないのでしょうか。ここで言う「大切である。」ということは、これらを破壊しないということなのか、それとも努力目標なのかということが、議論の対象になるのではないかと思います。
- (矢島部会長) 役割を果たしたものは壊しても良いといった前提を設けて、部会の議論は行っておりません。基本方針ではあくまでも基本的な姿勢を提示するものであって、何かを破壊せざるを得ないというような検討は実施設計などの段階で検討された方がいいのではないのでしょうか。
- (北浦委員) 役割を果たしたということの判断基準は特にはありません。例えば辰巳用水の取入口については、河川の状況に応じて位置を上流に上げていっており、その時点では古い取入口はその役目は終わったというこ

とで、特にそれを維持保存しなかったと思います。ただ、この事実を含めて辰巳用水全体を辰巳用水であると考えていくのか、それとも作られた年代ごとに切り離して考えていくのか、どちらが適切かということとは分かりません。

(玉井委員長) 現在の取入口は多分3代目くらいのものでしょうか、それはその事実を含めて、辰巳用水全体を辰巳用水として考えていくのが原則としてはいいのではないかと考えています。そういう意味では、金沢の方が「辰巳用水が大事だ。」と言われるのであれば、そういう事実があるにせよ、やはり「現在の取入口も大事だ。」と言っておられるのではないのでしょうか。

(北浦委員) 資料-3の水質欄の一番右端、基本整備方針のところの3行目ですが、「設定するべきである。」は、「設定するべきである。」でしょうか。

(事務局) 誤字でございます。大変失礼いたしました。

(井幡委員) 森林関係の話を致しますと、昔の源流部は薪炭林として切られていました。それが、昭和30年代の燃料革命によりあまり切られなくなり、現在は林野庁所有の国有林で、その一部は森林生物遺伝資源保存林として管理されております。しかし、最近の林業事情の低迷により放置状態の森林が増加しており、それが長期化すると森林の鬱閉が進み、林内照度不足により林床は裸地化侵食され、水源林としての保水機能や調節機能が低下する恐れがあります。その結果として、土壌の流動が始まることも考えられますので、100~200年の長い目で見ると森林の鬱閉についても十分に考慮する必要があると思われまます。従って、長期的な観点から組織的、計画的な管理体制を確立することが大切ですので、農林水産部や国有林とも連携を密にした対策が望まれます。

(玉井委員長) 基本方針も100年くらいを念頭に置いておりますので、そのような指摘をしておく必要がありますね。

(三森委員) 親委員会と部会の検討項目につきましては、これまで漁業の立場から色々現状をお話しし、お願いしてきた項目がきちんと入っておりますので、是非これらについて今後精力的にご検討頂きたいと思ひます。現在進められていく基本方針としては、ダム建設という方向で進めていただければよろしいと思ひます。

(稲垣委員) 部会は9人の先生方で議論を詰めていただいて、基本方針策定の進め方についての考え方は幅広く盛り込まれていると思ひます。親委員会で12人、その中の専門家9人で詰められた話というのは、かなり重みがあると思ひますが、せっかく部会を設けて細かい論議をされたわけですので、できるだけ早いタイミングで基本方針という形で文言等の話をしていった方が、議論としては早いのではないのでしょうか。基本方針の考え方としては、かなり煮詰まってきたのではないかなという気がします。残るは治水、利水ということで絞った3案の優劣をはっきりすれば基本方針ができてしまうという気がします。一応ダム案は1位、その他が2,3という風な形になっていたのかどうか、あるいはその辺まで詰めて表現ができるのかどうか、そこまでいけばもう基本方針としては十分ではないかという気がいたします。

また、辰巳用水取水口についてですが、我々は用水というものは水の流れているところを思ひわけです。用水の保全と考えると、辰巳用

水は崩れのひどい部分が見られますので、放っておけば恐らく水を市内に引くことが難しくなってくるでしょう。それを考えると、用水の保全というのは機能を保全することであり、単にそこにあるものを遺跡として残せということではないと思うのですが、取水口の保全とは形態の保全なのか、機能の保全なのか分かりにくいと思います。

(玉井委員長) 中間報告は、検討委員会としては最終的に文章として整備基本方針をまとめたいと考えております。そのためには、一度ご報告いただいて、委員会で方向性や項目の議論を経て、文案の方を考えていただくと思いましたが、今日は中間報告という位置づけになっています。

(矢島部会長) 保全とはいろんな意味でその機能がおかしくなったら、人間の手を加えて良好な機能回復を図るということです。そうしますと、辰巳用水取水口がきちんと機能しなければ辰巳用水全体が駄目になるという認識は、部会の委員全員が持っておられると思います。

もう一つはこの部会も親委員会も、初めに「ダムありき」という認識は持っておりませんでした。ですから、そういう意味では一本に絞るということは最初からこの委員会の性格上から言ったら、馴染まないのではないかというのが私の基本的な認識です。

(北浦委員) この委員会では、犀川水系全体を整備していくにあたって、どういう案があって、それぞれの特質を議論し、それを市民の皆様にも聞いていただいて、最終的に県でお決めになるための基本的な資料を包み隠さず提供するというところが重要で、いろんな案を提供する、資料をお出しする、問題点も出すということが重要だと思います。

(玉井委員長) 私は資料を提供し、考え方を整理することは重要で必要だと思いますが、十分ではないと思います。それをどのように考えていけばいいのか、あるいは学問的なバックグラウンドはこういう所にあるということを出すことが、この検討委員会に求められている課題ではないかと考えております。

(吉田委員) 辰巳用水の取水口について管理する側としては、やはり機能が大事という点を強く認識していただければと思っております。

(玉井委員長) 部会では、治水対策のために金沢の中心市街地で長い期間にわたって工事するというのは、金沢らしさを失うことにつながるのではないかと認識で議論されております。

(北浦委員) 仮にダムを作るとしても、やはり数十年かかりますか。

(事務局) 10年程度ということになっております。

(三森委員) 犀川水系の基本方針に関わる総合検討表の中流部の魚類ですが、最後に「魚類の生息には瀬と淵の構造と河川砂利の存在が必要であり、一部改善を図る必要がある区間が」という事で消えています。これは「一部区間の改善が必要である。」という表現でよろしいでしょうか。

(事務局) その通りでございます。

(矢島部会長) 今の部分で補足させていただきますと、大桑橋よりも上流のところ、水草を生息させる岩が川の中には減ってきており、アユの生息環境の悪化という意味も含まれていると思います。

(玉井委員長) 今後の進め方としまして、治水・利水策のこれを選択すべきだということなところまでは、基本方針検討委員会では言及しないという方針にしたいと考えております。やはり基本方針検討委員会は基本的な

考え方を述べて、それをきちんと満足できるような整備計画を作ってくださいということを申し上げるというのが基本方針の目的と考えたいと思っております。

(稲垣委員) 環境とか金沢らしい歴史とか伝統とかを加味した基本方針を定めようという流れの中で、治水・利水対策案を3案にまで絞り、実際に議論してある程度の順列が見えてきたわけですね。その案にしないと言ふ必要はないと思うのですけれども、この議論を反映させないということでしょうか。

(玉井委員長) 治水対策を9つの案から実行可能性を考えて3つの案に絞られてきているという事実は明らかに反映されると思います。しかし、治水対策案による影響や保全などが実現できるようでないといふ具体的に一つの案を採用できません。それを決めるのはこの委員会の時間内では難しいでしょうから、ここでは方針をまとめていただくことが大目標だと思います。

(7) 事務局から河川計画の考え方や、計画高水流量及び現況流下能力についての説明が行われた。

- ・ 犀川全体の整備状況
- ・ 計画高水流量を流す場合の縦断・横断面決定の考え方
- ・ 中心部（犀川大橋～鞍月区間）の代表的な横断面の状況等
- ・ 1,230m³/s 流れた場合の不等流計算の考え方

これについての各委員の主な意見、質問は以下の通り。

(川村委員) 未整備区間は、これからどういう計画で整備をされて、その結果として1230m³/sの流下能力が出てくるという話なのでしょうか。また、未整備区間はあと何kmくらいあるのでしょうか。今の未整備区間をきちんと整備することによって流下能力1230m³/sを持つということですが、その未整備区間がまだ未整備であれば、この流下能力は欠けるということでしょうか。

(事務局) 犀川は市街地を貫流しており、市街地から整備を急がなければならないということでもまず赤の区間を整備し、それからそれを受け入れる下流部の黄色の区域を次に整備しているところでございます。緑の区間については、今は測量等やっております、整備計画の中で整理していきたいと思っております。下流の方も今後、2100m³/sとか1900m³/sという計画流量に向けて整備してゆきます。ただし、緑の区間は1230m³/sに整備しようと考えております。

(川村委員) 未整備区間が未整備であれば、治水貯留能力を高めなければいけないということなのではないでしょうか。

(事務局) 犀川大橋基準点の計画高水流量を1230m³/sとし、緑の部分を1230m³/sで改修します。

(玉井委員長) 県の管理区間は、犀川のどこまでになっているのでしょうか。

(事務局) 河口から犀川ダムまでずっと県の管理区間です。

(8) 事務局から「犀川水系河川整備基本方針に関するQ&Aの公開について」の説明が行われた。各委員からの意見、質問は以下の通り。

- (矢島部会長) 専門用語にはできるだけルビをふって、簡潔に分かりやすい表現にできないでしょうか。
- (玉井委員長) それらは、実際公開するときにもう少し考えていただきたいと思います。
- (北浦委員) パンフレットのように絵や写真を付ければ、少しでも県民の興味をひくことができるのではないのでしょうか。重いページになってしまうのであれば、漫画でもいいと思います。
- (玉井委員長) 確かに、文章だけではなかなか読んでいただけないと思いますので、是非考えていただきたいと思います。
- (池本委員) もう少し親しみやすい犀川水系のホームページを作って、その一部としてQ&Aにリンクできればいいのではないのでしょうか。
- (玉井委員長) 犀川水系のホームページを作るとしたら、当然河川管理や今後の改修や整備に向けての技術的なところを説明するようなセクションもできるでしょうね。
県としては、犀川水系の紹介のホームページは持っておられるのでしょうか。防災関係のものだけでしょうか。
- (事務局) 県としてのホームページの中で、河川課のホームページを持っているだけでございます。
- (玉井委員長) 犀川のホームページはこれから作ると考えられるのですね。

(9) 委員長から「今後のスケジュール」についての説明が行われた。内容は以下の通り。

委員会で整備の基本方針の骨組みを議論されたことをもとに事務局で文案をまとめていただいたあと、第3回基本方針策定部会で議論していただく。その議論に基づいて最終原案をまとめ、原案の文章的なことも議論していただきたいので、第7回委員会の事前に各委員へ配布していただきたい。最終的に、第7回委員会で犀川水系河川整備基本方針を決めたい。

基本方針の骨格は、資料-3や参考資料にまとめられている内容と、今日いただいた地形・地質、森林、地下水という項目を含めて原案を作成していただきたい。

基本方針の構成として、第1章は時間的な変化を含めて、流域の自然の因子と人間活動の因子、社会的な因子、両者を含んだ「犀川の現状」を記述。次に、治水・利水・環境と地域の歴史と伝統の4つの章に分けて必要事項を書き添えていただきたい。

- ・ 治水面では、基準地点での基本高水と計画高水。
- ・ 利水面では、河川維持流量、河川維持用水を確保するということが大方針。
- ・ 環境では、源流から河口域にいたる分類ごとの特徴。
- ・ 地域の歴史と伝統では、犀川の景観や町の活動とのつながり、地域の生活とのつながりを記述し、最終的には地域の歴史と伝統を育んできた「用水を含めた犀川らしさ」の重要性を基本方針としては記述すべき。

3番目に、基本方針と整備計画との関わり、整備計画へ向けてどんなことが考えていかなければいけないかということを書き添えて、ここで「基本高水と計画高水に差があるために、何らかの治水的な施設が必要となる。」と唱われることになると思います。

治水対策施設としては、一つの案だけではなく、代替案を含めて十分に実施段階においても審議すること。それから、アセスメント(事前の調査)とモニタリング(事後の追跡調査)が大事であるということもうたう必要があります。第4番目は、環境、地域の歴史と伝統の保全の方針がうたわれますので、これに従った整備計画を策定することが第3番目の編の内容となります。

(10) 事務局から閉会の挨拶が行われた。